平成２１年（フ）第７６３号
京都市北区紫竹牛若町55番地６
債務者　市田　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
京都市下京区木津屋橋通新町東入東塩小路町579番地の11　スタシオンスエリジェ403号
債務者　杉浦冨美子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
京都府木津川市加茂町里東里43番地３　鳥本マンション７号
債務者　横田　路子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２０号
京都市伏見区羽束師古川町23番地７
債務者　石木　智代
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４３号
京都府長岡京市今里薬師堂22番地49
債務者　江口　友嘉
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８７号
京都市伏見区深草極楽町765－１　高橋昌良方、住民票上の住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地７－408
債務者　冨永　昭司
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００２号
京都府八幡市八幡軸40番地の10
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市道意町５丁目12番地、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目８番22号　中村ハイツ205
債務者　松波　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―801号
債務者　中村　昌代
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１８号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目６番６号
債務者　塚本　貞子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９２号
広島市佐伯区薬師が丘１丁目３番21号
債務者　前田　文夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６５０号
広島市安佐南区東野２丁目９番24―７号
債務者　岩田　嘉子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６８５号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム４丁目１番15号
債務者　宗正　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７６０号
広島市西区井口５丁目10番21―101号　ルーエ井口Ａ棟
債務者　青木　　修
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７６３号
広島市安佐南区伴南１丁目13番18号
債務者　岡野　奈穂
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９８号
広島市西区古江東町１番31号沖野アパート201
債務者　児玉　凱子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０５号
広島市西区井口４丁目43番20―101号、住民票上の住所山口県下松市大字末武下638番地24
債務者　島津曹生樹
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部